

# 令和 8 年度予算編成方針について

## 1 経済状況と国の動向

内閣府が公表した令和 7 年 8 月の月例経済報告によれば、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」とされ、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされている。

このような状況の下、国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済政策」及び令和 6 年度補正予算並びに令和 7 年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する方針を示している。

令和 8 年度予算編成においては、地方創生 2.0 の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、防災・減災・国土強靱化、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・子ども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとしており、こうした国の動向を注視していく必要がある。

## 2 那須町の財政状況と今後の見通し

令和 6 年度の決算では、歳入において定額減税の影響により町民税は減少したものの、ふるさと那須町応援寄附金や地方交付税、定額減税による減収を補填する地方特例交付金の増加により、前年度比で 11 億 1,238 万円（7.1%）の増加となった。歳出では、総務費におけるふるさと納税推進費の増加、土木費における道路維持費及び橋りょう維持費の増加により、前年度比で 12 億 5,720 万円（8.8%）の増加となった。

町債残高については、起債の抑制により令和 5 年度末の 106 億 2,320 万円から 7 億 3,849 千円減少し、令和 6 年度末には 100 億円を下回る 98 億 8,471 万円となった。基金残高については、前年度の決算剰余金の一部を財政調整基金へ、普通交付税の追加交付分を減債基金へ、ふるさと那

須町応援寄附金をふるさと那須町応援基金へそれぞれ積立てたこと等により、令和5年度末から3億3,338万円増加し、令和6年度末には58億9,734万円となった。

これらの結果、令和6年度決算は引き続き黒字を維持しており、将来負担比率についても、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、数値なしを継続している。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は87.0%となり、前年度比で3.9ポイントの改善が見られた。

令和7年度においては、町税の根幹をなす固定資産税及び町民税が、家屋の新增築や個人所得・企業収益の伸びにより増収が見込まれる。一方で、社会保障費や人件費の増加に加え、労務費の上昇や資材価格の高騰によるコスト増により、物件費及び普通建設事業費が増加する見込みである。これに対応するため、財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金を増額し、収支の均衡を図っている。

今後も、少子高齢化に伴う扶助費等の社会保障費の増加に加え、複雑化・多様化する住民ニーズや公共施設の老朽化に伴う整備・改修費、自然災害の激甚化及び頻発化に対応した防災・減災対策など、避けることのできない財政需要の増加が見込まれる。限られた財源の中で持続可能な行財政運営を実現するためには、事業の徹底的な見直しによる業務の効率化を図ることが不可欠である。

### 3 令和8年度予算編成方針

令和8年度の予算編成にあたっては、「第8次那須町振興計画」の初年度として、同計画に掲げる施策の着実な推進を図るとともに、社会情勢の変化や行政ニーズの多様化を的確に捉え、将来にわたる町民の利益を見据えた新たな政策課題に積極的に取り組むものとする。

また、物価上昇の影響が継続する状況においても、安定的かつ持続可能な町政運営を確保するため、新たに策定する行財政改革推進計画に基づき、効率的な行政運営の推進と行財政改革の着実な実施に努める。併せて、職員一人ひとりが本町を取り巻く現状を的確に把握し、全ての事務事業における成果及び課題を検証した上で、最小の経費により最大の効果を発揮することを目指し、積極的な事業の見直しを推進する。さらに、優先度の高い施策には必要かつ的確な予算措置を講じることにより、重点性と効率性を兼ね備えた、メリハリのある予算編成を行うものとする。

- (1) 各事業予算は、現行制度に基づく通年予算とする。なお、補正予算は、原則として制度改正など必要最小限に留めること。
- (2) 令和7年度執行見込額や令和6年度決算における不用額の分析に努め、歳入・歳出ともに決算ベースを基本とし、具体的な積算による予算計上を図ること。なお、財源に限りがあることから、真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを必ず行うこと。
- (3) すべての事務事業について、事務事業評価における評価結果を踏まえ、改善を図ること。
- (4) 新規・拡充事業は、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、既存事業の廃止・縮小または財源確保を前提とすること。
- (5) 義務的経費は必要最小限の経費を見込むこととし、職員人件費及び扶助費は、前年度当初予算以内を目標とする。その他経費における一般財源については、徹底した経費の節減・合理化に努めること。
- (6) 会計年度任用職員費は、人件費抑制の観点から、業務内容等の見直しを行い、必要最小限の人数で要求すること。
- (7) イベントや委託業務は、目的や効果を再検証し、統合・廃止等を含め積極的に見直すこと。
- (8) 補助金等は、「那須町補助金に関するガイドライン」に基づき、効果検証・評価を行い、抑制・改善を図ること。
- (9) 投資的経費の総額は、10億円未満を目標とする。なお、公共施設等の整備は、「公共施設等総合管理計画」等に基づき、長期的な視点をもって、効率的な更新・長寿命化に努めること。
- (10) 補助事業等は、国・県の動向を的確に把握し、事前協議を十分に行ったうえで、補助金確保や制度改正への対応に遺漏のないよう対処すること。また、地方創生関連交付金や公募事業等も積極的に活用すること。
- (11) 決算監査意見書の指摘事項等については、その趣旨を踏まえ、改善に向けた対策を講じること。
- (12) 特別会計及び公営企業会計についても、一般会計に準じて厳しく節減に努め、安易に一般会計からの繰入金に依存せず、効率的な運用を図ること。